

(1) 尚將二十一月一ヶ月分ノミハ將二十円ノ値下ヲ為スト  
 (2) 決定シ十一月三十日午前十時從實負側代表者北野・山田外三名ヲ會社ニ召致  
 (3) 村專務ヨリ前記重役會議ノ決定ヲ夫々回答スル所アリタリ  
 (4) 對シ代表者等ハ社費十圓値下方ニ関シ屢々交渉シ重ナル所アリタルモ會社側  
 (5) 態度強硬ナル為代表者等ハ全從業ニ諮リタル上何分ノ回答ヲナスヘキ旨述ヘテ  
 (6) 後三十分退出セルカ本問題ハ此ノ程度ニ於テ一時打切ルモノト認メラル  
 (7) 此ハ中(通)報報也

4. 11. 19  
 179

勞秘第二七七二號

昭和四年十一月十六日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達 謙藏 謹啟

社會局長官 吉田 茂 殿

各府縣長官 (北海道 京都府 大阪府 神奈川 愛知 兵庫 静岡 福岡)

第一タクシー自動車株式會社ノ勞働爭議ニ関スル件 第一報

要旨 (1) 標記會社ニ於テハ自動車税金千九百六十三円ノ入款(昭和三年度下半年度又本年度  
 上半年期)ヲ滞納セル為メ下谷區役所ヨリ十月五日自動車三十六台ヲ差押取合ニ

附セラル

(2) 右自動車會社運轉手ノ所有(税金關係ニ於テハ會社名義ニテ居ルモノ)

未完

二五十一二二五